

浜松市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、使用料及び物品販売代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

浜松市長 中野 祐介

委託をする事務の種類	重要文化財中村家住宅の観覧料及び冊子販売代金の収納事務
委託する期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
受託者の名称及び所在地	公益社団法人 浜松市シルバー人材センター 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号